

農林水産局週休2日適用工事等実施要領

令和3年6月1日制定
令和4年6月1日一部改正
令和5年6月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正
令和6年6月1日一部改正
令和7年10月1日一部改正
令和8年6月1日一部改正
令和8年10月1日一部改正

1 趣旨

この要領は、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「週休2日適用工事」等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

(1) 週休2日適用工事

- ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態（週単位）をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。
- イ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月単位で4週8休（現場閉所日数の割合が8日/28日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ウ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- エ 月単位とは、工事着手日から起算して、4週間（28日間）ごとに分けた期間をいう。なお、4週間を満たさない期間（工事完了日の関係で28日確保できない等）は、通期で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。
- オ 現場閉所とは、巡回、パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- カ 対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。なお、ここでいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日を、工事完了日とは、工事完成通知書の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。また、次の期間は対象期間から除く。
 - （ア） 年末年始6日間及び夏季休暇3日間
 - （イ） 工場製作のみが行われている期間
 - （ウ） 工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

(2) 週休2日交替制適用工事

- ア 完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間（平均休日日数の割合が2日/7日）以上の休日を確保したと認められる状態（週単位）をいう。
- イ 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月単位で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休（対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日

数の割合が8日/28日の状態をいう。)以上の休日確保したと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保したと認められる状態をいう。

エ 月単位とは、工事着手日から起算して、4週間(28日)ごとに分けた期間をいう。なお、4週を満たない期間(工事完了日の関係で28日確保できない等)は、通期で4週8休以上の休日確保を行ったと認められる場合に月単位の週休2日交替制を達成しているものとみなす。

オ 交替制による休日確保は、施工体制台帳上の元請業者及び下請業者の技術者・技能労働者を対象とする。ただし、一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする。なお、一時的とは、2週間未満とする。

カ 平均休日数の割合(以下、「休日率」という。)とは、対象となる技術者及び技能労働者ごとの休日日数の割合を平均した値をいう。

キ 対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。なお、ここでいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所などの設置又は測量をいう。)に着手した日を、工事完了日とは、工事完成通知書の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。また、次の期間は対象期間から除く。

(ア) 工場製作のみが行われている期間

(イ) 工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

ク 実際の作業はなくても、現場へ出る体制を確保している日(待機日)は、休日としない。ただし、自宅待機は休日とする。

3 対象工事

次に該当する工事を対象とする。ただし、災害時の緊急対応工事は除く。

なお、対象期間が著しく短い建設工事等は、対象外とすることができる。

(1) 週休2日適用工事

原則、現場閉所が可能な全ての工事を対象とする。

(2) 週休2日交替制適用工事

現場閉所が困難な全ての工事を対象とする。なお、現場閉所が困難な例は次のとおり。

ア 緊急性が高い工事や通年維持管理工事等、休日(土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇)に作業が必要な工事

イ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事

4 発注方式

請負対象設計金額が3億円以上の工事(以下、「完全週休2日対象の工事」という。)

は、完全週休2日(土日)又は完全週休2日交替制の発注者指定型で実施するものとする。

それ以外の工事等については、原則、月単位の週休2日又は週休2日交替制の発注者指定型で実施するものとする。なお完全週休2日の取組を達成できなかった場合は、月単位の取組を実施し、月単位の取組を達成できなかった場合は、原則、通期の取組を実施すること。

5 実施方法

(1) 週休2日適用工事

ア 月単位の週休2日対象の工事において、受注者が完全週休2日(土日)の実施を希望する場合、受注者は工事着手までに完全週休2日(土日)の実施について工事打合せ簿により発注者へ協議するものとする。なお、希望がない場合は、月単位の週休2日を実施するものとする。

イ 受注者は、工事着手までに別記様式1「休日取得計画表(以下「計画表」という。)」を

記載した施工計画書を監督職員に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事着手日と工事完了日を計画表に明記するものとする。

なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、降雨・降雪等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

ウ 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月7日までに監督職員に提出するものとする。

エ 週休2日を理由とする工期延長については認めないものとする。

オ 受注者は、完全週休2日（土日）又は月単位（通期）の週休2日の取組を達成できなかった場合は

速やかにその理由を工事打合せ簿により監督職員に提出するものとする。

カ 受注者は、工事着手までに監督職員と協議した上で、週休2日交替制を行った場合、設計変更することができる。

(2) 週休2日交替制適用工事

ア 月単位の週休2日交替制対象の工事において、受注者が完全週休2日交替制の実施を希望する場合、受注者は工事着手までに完全週休2日交替制の実施について工事打合せ簿により発注者へ協議するものとする。なお、希望がない場合は、月単位の週休2日交替制を実施するものとする。

イ 受注者は、工事着手までに施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとする。

なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、降雨・降雪等で休日確保する場合においても、週休日とすることができる。

ウ 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月7日までに監督職員に提出するものとする。

エ 週休2日交替制を理由とする工期延長については認めないものとする。

オ 受注者は、週休2日交替制の取組を達成できなかった場合は、速やかにその理由を工事打合せ簿により監督職員に提出するものとする。

6 経費等の補正

「土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）」を適用する工事は経費の補正をしない。

「治山林道必携」を適用する工事は別紙により、経費等の補正を行う。

7 工事成績評定

完全週休2日対象の工事について、受注者の責により、月単位の週休2日又は週休2日交替制に取組む姿勢が見られなかった場合、又は、それ以外の工事について、受注者の責により、通期の週休2日又は週休2日交替制に取組む姿勢が見られなかった場合は、必要に応じ、工事成績評定表の「法令順守等」で減ずるものとする。

8 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者で協議して定めるものとする。

附 則

1 この要領は、令和 3年 6月 1日から施行する。

2 この要領は、令和 4年 6月 1日から施行する。

- 3 この要領は、令和 5年 6月 1日から施行する。
- 4 この要領は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- 5 この要領は、令和 6年 6月 1日から施行する。
- 6 この要領は、令和 7年 10月 1日から施行する。
- 7 この要領は、令和 8年 6月 1日から施行する。
- 8 この要領は、令和 8年 10月 1日から施行する。

「治山林道必携」を適用する工事に係る経費等の補正

1 週休2日適用工事

(1) 補正係数

表1に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。

また、市場単価における補正係数については、表2によるものとし、土木工事標準単価における補正係数については、表3によるものとする。

(2) 補正方法

当初設計において、完全週休2日（土日）対象の工事については、完全週休2日（土日）の補正係数を乗じるものとし、それ以外の工事については、月単位の補正係数を乗じるものとする。

月単位の週休2日対象の工事のうち、受注者が完全週休2日（土日）の取組を希望するものについては、直近の変更契約の際に、完全週休2日（土日）の補正係数に変更する。

完全週休2日が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数により設計変更を行い、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除いて設計変更を行うものとする。

2 週休2日交替制適用工事

(1) 補正係数

表1に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。

また、市場単価における補正係数については、表2によるものとし、土木工事標準単価における補正係数については、表3によるものとする。

(2) 補正方法

当初設計において、完全週休2日交替制対象の工事については、完全週休2日の交替制の補正係数を乗じるものとし、それ以外の工事については、月単位の補正係数を乗じるものとする。

月単位の週休2日対象の工事のうち、受注者が完全週休2日交替制の取組を希望するものについては、直近の変更契約の際に、完全週休2日交替制の補正係数に変更する。

完全週休2日交替制が未達成の場合は、月単位の補正係数により設計変更し、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除いて変更契約を行うものとする。

3 その他

労務費の補正対象は、公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工及び港湾請負工事積算基準に係る標準賃金（船舶製作工を除く）とする。

表 1 各経費の補正係数（治山林道必携適用工事）

週休 2 日	労務費		共通仮設費率	現場管理費率
完全週休 2 日 （土日） 現場閉所率 28.5% （2 日 / 7 日）以上	1.02		1.02	1.03
月単位（4 週 8 休以上） 現場閉所率 28.5% （8 日 / 28 日）以上	1.02		1.01	1.02
週休 2 日交替制	労務費		共通仮設費率	現場管理費率
完全週休 2 日 現場閉所率 28.5% （2 日 / 7 日）以上	1.02		—	1.03
月単位（4 週 8 休以上） 現場閉所率 28.5% （8 日 / 28 日）以上	1.02		—	1.02

※労務単価が明らかとなっていない見積は補正の対象としない。

表 2 市場単価の補正係数（治山林道必携適用工事）

名称	区分	補正係数	
		完全週休 2 日※	月単位
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト）		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02

※週休 2 日適用工事においては、「完全週休 2 日（土日）」のこと。

表 3 土木工事標準単価の補正係数（治山林道必携適用工事）

名称	区分	補正係数	
		完全週休 2 日※	月単位
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02

※週休 2 日適用工事においては、「完全週休 2 日（土日）」のこと。